

## 第4 協議会会則等



## 第4 協議会会則等

### 1 四日市コンビナート地域防災協議会会則

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、四日市コンビナート地域防災協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、四日市コンビナート地域事業所における各種災害を防止するため、事業所相互の連絡を密にし、災害防止に必要な事項の協議研究を行うとともに、災害発生時には、防災活動に協力することを目的とする。

#### 第2章 事 業

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 関係行政機関及び事業所間の連絡調整に関する事項
- (2) 火災、爆発、漏えい、流出等の防止に関する事項
- (3) 高圧ガス及び危険物設備の防災に関する事項
- (4) 労働災害及び有害物による健康障害の防止に関する事項
- (5) 災害時の相互援助に関する事項
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

#### 第3章 会員及び役員

(会 員)

第4条 本会の会員は、四日市コンビナート地域に所在して本会の趣旨及び会則に賛同し、かつ本会の承認を得た事業所とする。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部会長、副部会長 部会毎に各1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監事 若干名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は会員の互選による。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、留任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 部長、副部長は、各部に運営にあたる。
- 4 幹事は、役員業務の実施・応援をする。
- 5 会計監事は、本会の会計の監査を担当し、総会に報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

(会議)

第10条 本会に、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会
  - イ. 高圧ガス部会
  - ロ. 労働安全衛生部会
  - ハ. 消防部会
  - ニ. 共同防災部会
- (4) 専門委員会
- (5) 専門分科会

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、次の事項を協議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び新年度の事業計画
  - (2) 新年度の役員
  - (3) 会則の改廃
  - (4) その他会長が必要と認める事項
- 2 総会は、年1回とし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。また、総会の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長が招集する。

- 2 幹事会は会長、副会長及び幹事で構成し、本会の運営に関する基本的事項及び緊急かつ重要な事項について協議決定する。

幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。また幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは会長がこれを決する。

(部 会)

第13条 部会は部会長が招集する。

2 部会は、その部会に関係する会員で構成し、次の事項について協議決定する。

(1) 災害発生防止、及び拡大防止についての

イ 自主基準の作成

ロ 技術の共同研究

ハ 協力体制の確立

ニ 災害事例の研究

ホ 情報の交換

ヘ 教育訓練の実施

等に関する事項

(2) その他災害防止に関する事項

3 部会は、部会員の過半数の出席により成立する。また部会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、部会長がこれを決する。

4 部会は幹事会の決定により改廃することができる。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、部会長が招集する。

2 専門委員会は、部会長及び部会長の指名するもので構成し、部会の下部機構として各々専門的な事項の調査研究、検討を行う。

(専門分科会)

第15条 部会の活動上必要があれば専門分科会を設けることができる。

2 専門分科会の設置の窓口、調整は幹事会がこれにあたる。

3 専門分科会の構成、運営について、幹事会の決定による。

第16条 本会担当者として10年以上連続、又は合算して担当している者を本会総会で永年表彰する。なお、永年表彰を受けた後10年間は表彰対象外とする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、会長事業所が担当する。

2 部会、専門委員会の事務局は、部会長事業所が担当する。

(会費等)

第17条 本会の運営費については、会費、臨時会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費等は、総会の決議により別途定める。

沿 革

制 定 1976年12月15日

改 訂 1978年 1月25日

〃 1991年 1月25日

〃 2006年 4月21日

〃 2006年12月 6日

〃 2013年12月 6日

四日市コンビナート地域防災協議会役員会社

令和5年度

会 長			昭和四日市石油(株)四日市製油所	
副 会 長			コスモ石油(株)四日市製油所	
幹 事	高圧ガス部会	部会長	三菱ケミカル(株)三重事業所	
		副部会長	三菱マテリアル(株)四日市工場	
	労働安全衛生部会	部会長	三菱瓦斯化学(株)四日市工場	
		副部会長	味の素(株)東海事業所	
	消防部会	部会長	石原産業(株)四日市工場	
		副部会長	第一工業製菓(株)四日市事業所	
	共同防災部会	部会長	東ソー(株)四日市事業所	
	幹事			(株)ENEOSマテリアル四日市工場
				—
	会 計 幹 事			KHネオケム(株)四日市工場
			四日市合成(株)	

## 2 中京地区広域共同防災協議会規則

(名 称)

第 1 条 本会は、中京地区広域共同防災協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、平成19年2月1日付け「中京地区広域共同防災組織に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条第1項の定めに基づき設立された本協議会の効果的な広域共同防災体制を確立し、もって円滑な組織運営を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 広域共同防災組織の活動に関する年間計画の立案
- (2) 防災訓練の計画および実施
- (3) 防災要員の教育計画および実施
- (4) 広域共同防災活動
- (5) 防災資機材等の技術的検討および維持管理
- (6) 協議会の予算の策定および管理
- (7) 中京地区広域共同防災規程の制定改廃に関する事項
- (8) 前各号に関する附帯事項その他本協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 4 条 本協議会は、協定書別表-1に掲げる事業所（以下「構成事業所」という。）を会員として構成する。

- 2 本協議会への入会を希望する事業所、本協議会からの脱退を希望する構成事業所および広域共同防災組織に関係する保有タンクの状況に変動等を予定する構成事業所は、やむを得ぬ場合を除き、前年度の9月末までに書面にて、第6条で定める本協議会会長（以下「会長」という。）に通知する。

(組 織)

第 5 条 本協議会の組織は、別図-1に記載するとおりとする。

(役員の種類と選任)

第 6 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会 計 監 査 2名（正副2名）

- 2 前項に定める役員は、各構成事業所が推薦する者の中から、本協議会総会にて選任するものとする。
- 3 第1項に定める役員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員が第3項に定める任期の間、異動等の理由により、その役職を退任する場合には、後任が引き継ぐものとする。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるいはその他の事由により長期に仕事を全うできない場合には、その職務を代行する。
- (3) 会計監査は、本協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(機 関)

第 8 条 第 3 条の事業を遂行するため、本協議会に次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 連絡調整会議
- (3) 事務局

(総 会)

第 9 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告および収支決算
  - (2) 当年度の事業計画および予算
  - (3) 「中京地区広域共同防災規程」および「本協議会規則」の制定および改廃
  - (4) 役員を選任および解任
  - (5) 広域共同防災組織費用負担割合の制定および改定（計算手法を含む）
  - (6) 構成事業所の本協議会への加入および脱退
  - (7) その他、本協議会の運営に関し会長が必要と認める事項
- 2 総会は、毎年度初めに開催する定期総会のほか、会長が必要と認めるとき、もしくは構成事業所の過半数から臨時総会開催の要求がなされたとき、書面総会または全ての構成事業所を招集して臨時総会を開催する。

(総会成立と決議)

第 10 条 総会は、構成事業所の過半数の出席により成立する。

- 2 構成事業所は、一事業所ごとに一議決権を有するものとし、総会の議事は、出席した構成事業所の議決権の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 総会に出席できない構成事業所は、委任状をもってその議決権を行使することができる。この場合には、会長に委任状を提出するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、総会の議事録を作成し、これを本協議会が存続する期間保管するものとする。

(連絡調整会議)

第 11 条 連絡調整会議は、各構成事業所の広域共同防災担当者にて構成する。

- 2 連絡調整会議は、必要に応じて会長が構成員を召集し開催する。
- 3 連絡調整会議で協議される内容は、総会および本協議会を運営するために必要な全ての事項を対象とする。

(事務局)

第 12 条 本協議会の事務を円滑に処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局は会長の指示により本協議会の運営に必要な事務を行う。

(顧 問)

第 13 条 総会の決議により、必要に応じて顧問を置くことができる。

(会 計)

第 14 条 本協議会の運営に係る費用については、協定書に基づき徴収する会費をもって充てるものとする。

- 2 会長は必要に応じて、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。なお、特定の構成事業所の便益に係る費用については、当該構成事業所の了解を得て臨時に当該構成事業所から費用を徴収する。



(会計監査)

第 15 条 会計監査は、いつでも会長もしくは事務局に対し会計の報告を求め、又は財産の状況について調査することができる。

2 会長は、当該会計年度終了後、遅滞なく収支計算書を作成し、添付書類とともに会計監査に提出し、監査を受けなければならない。

(監査報告)

第 16 条 会計監査は、定期総会開催の 1 週間前までに会長に監査報告書を提出し、定期総会において監査報告を行うものとする。

2 構成事業所が 1 ヶ月前までに事前通知を行って、会計および監査報告に係る証憑類の閲覧を会長又は会計監査に求めた場合は、会長並びに会計監査はこれに応じるものとする。

(余剰金処理)

第 17 条 事業年度末において余剰金が生じたときは、定期総会の決議を経て、翌事業年度にこれを繰越しするものとする。

(防災資機材の備付等)

第 18 条 石油コンビナート等災害防止法および関係法令等の定めに従い、本協議会は、必要な防災資機材（以下「本資機材」という。）を備え、別途定める「中京地区広域共同防災センター運営要領」に明記する。

2 本資機材を維持管理するために、本協議会は本資機材を維持管理する会社（以下、「管理会社」という。）と契約を取り交わすものとし、併せて、管理会社に事務局業務及び防災要員としての業務を委託することができるものとする。

(防災資機材等の保有形態)

第 19 条 本協議会は、本資機材等を保有するにあたり、リース方式を採用するものとする。

2 本協議会は、総会の決議を得て、リース会社とリース契約を締結する。

3 本協議会は、総会の決議を得て、本資機材等の備え付けに必要な施設等の賃貸借契約等を締結する。

(費用の負担割合)

第 20 条 協定書第 8 条に定める計算手法および各構成事業所の負担割合を資料 1 のとおりとする。

2 前項に基づき算出された負担額の決定および改定は、総会の決議事項とする。

3 協定書第 13 条に定める事由により負担割合の変更が生じる場合は、次のとおり取り扱う。

(1) タンク基数の増加による変更

増加を予定する本協議会の事業年度月初から変更する。

(2) タンク基数の削減による変更

削減後の本協議会の事業年度月初から変更する。

(3) 協議会への加入脱退

第 23 条第 2 項および第 3 項に従い、負担割合の変更を実施する。

4 所轄消防署等の指示

所轄消防署等により、「警防計画」「警防活動計画」等の変更を指示された場合はその指示内容に従って必要資機材および負担割合を見直す。

(支払方法)

第 21 条 協定書第 7 条に規定する費目の支払方法は、以下のとおり定める。

(1) 構成事業所は、協定書第 7 条第 1 号に関する費用を、リース契約に基づいて支払うものとする。

(2) 構成事業所は、協定書第 7 条第 2 号に関する費用を、賃貸借契約等に基づいて支払うものとする。

(3) 構成事業所は、協定書第7条第3号に関する費用を、総会の決議に基づいて支払うものとする。

2 前項各号の支払い方法の詳細（請求日、支払期限、振込先等）については、総会で決議を得るものとする。

(1) 請求書は本協議会会長名で、各構成事業所に発行されるものとする。

(2) 協定書第8条第3項に関する負担金の千円未満の端数は、切り上げ処理する。

(事業年度)

第22条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(加入および脱退)

第23条 本協議会への加入および脱退は、総会の決議によるものとする。

2 本協議会は、新規事業所の加入の時期を、加入直前の定期総会にて承認された月の翌月から加入したものとする。

3 本協議会は、構成事業所の脱退の時期を、法的な要件を満たしたこと（単独での資機材保有、タンク廃止、操業停止等）を確認・決議した定期総会開催月末をもって脱退したものとする。

(解散および手続)

第24条 本協議会は、総会の決議により解散することができる。解散の決議は、総会において全構成事業所の4分の3以上の同意がある場合に成立する。

(残余財産の処分)

第25条 前条に基づく本協議会の解散に当たり、本協議会の財産および債権債務を清算の後なお残余財産がある場合は、構成事業所は、原則として協定書第8条に基づいた負担割合に応じて分配を受け、また、債務がある場合には当該費用負担割合に応じてその債務を負担する。

(承継)

第26条 協定書第18条により、第三者に当該事業を承継させる場合は、やむを得ぬ場合を除き、事前に総会の決議を受けること。

2 前項により事業を承継したものは、承継後遅滞なく事務局にその旨を連絡すること。

(契約)

第27条 本協議会の運営を目的として本協議会会長名で締結された契約については、全ての構成事業所が連帯責任を負うものとする。

## 附 則

1. 協定成立の証として本協定書7部を作成し、全構成事業所それぞれ捺印の上、各事業所がその各1通を保管する。

令和5年4月17日

出光興産株式会社	愛知事業所 執行役員 愛知事業所長	太田 義彦
コスモ石油株式会社	四日市製油所 四日市製油所長	中島 元
昭和四日市石油株式会社	四日市製油所長 締役員執行役員四日市製油所長	榎 啓
株式会社JERA	渥美火力発電所 所長	足木 英洋
東ソー株式会社	四日市事業所 上席執行役員事業所長	吉水 昭広
中川物産株式会社	業務部 部長	河村 昌洋

2. この規則の制定、改定を以下に示します。

制 定： 平成19年6月25日

改 定： 平成20年4月21日

平成21年4月15日

平成22年4月16日

平成26年3月25日

平成26年4月21日

平成28年4月28日

平成30年4月17日

平成31年4月22日

令和 元年7月 1日

令和 2年4月24日

最終改定：令和 5年4月17日 同日より施行する。

別図-1 中京地区広域共同防災協議会組織図

